≪資料 8≫

計 画 の 概 要 と 策 定 ス ケ ジ ュ ー ル

目　次

１．計画策定の背景と目的.....1
２．策定体制 2
３．計画の位置づけ.....3
４．計画の役割.....4
５．計画の構成.....5
６．計画期間 6
７．検討の流れ.....7
８．策定スケジュール（案）.....8

平成２７年９月１４日

１．計画策定の背景と目的

【計画策定の背景】

本町の公共交通は、これまで鉄道・路線バス等により確保されてきた中で、平成16 年度に財政面等の理由から福祉タクシー券の交付が廃止となって以来、一般質問や相談会等において、福祉タクシー券の交付再開やデマンド型公共交通システムの導入等に関する要望・質問があげられてきました。

この状況を踏まえ、平成 22 年度には庁内で組織したプロジェクトチームによって高齢者等の交通手段に関する調査・研究が行われ、公共的な移動サービスが受けられない移動困難者に対して支援を行うべきという提言が示されました。また、このような提言を受け、平成 23 年度には真に支援を必要とする高齢者等の移動困難者の実態を把握するため「住民移動実態調査」を実施し、その結果から、小川町周辺部の交通空白地域等を中心に通院や買い物を目的とした移動の際に不便を感じ、移動を諦めている方が存在しているものの、公共交通機関や自家用車の利用等により、ほとんどの方が移動を実現できているということが明らかになりました。

これらの調査・検討結果を受けて、本町における高齢者等の移動手段の確保に関しては、当面は福祉支援サービス等による対応とし、将来高齢化が進展した際には移動手段確保に向けた検討を進めることとし、それ以降、高齢者等の移動手段の確保は福祉施策の一環として位置づけ、取組みを進めてきました。なお、交通政策としての対応に関しては、利便性の向上を図る取り組みとして路線バスに対する負担金の支出や鉄道に対する利便性の向上に向けた要請活動を行ってきました。

【計画策定の目的】

上記のような考え方に基づき取組んできた中で、本町の 65 歳以上の人口比率は平成 26 年末時点で 30％を超え、高齢化がさらに進展している状況となっています。

従って、これを機に福祉施策の一環であった高齢者等の移動手段の確保を交通施策として位置づけ、早急な検討が必要となっていることから、地域公共交通網形成計画を策定します。

２．策定体制

地域公共交通網形成計画の策定体制は以下の通りです。小川町地域公共交通活性化協議会と策定委員会が中心となって協議を行いながら検討を進め、町民意向の把握も行いながら、町が策定していきます。

■計画の策定体制

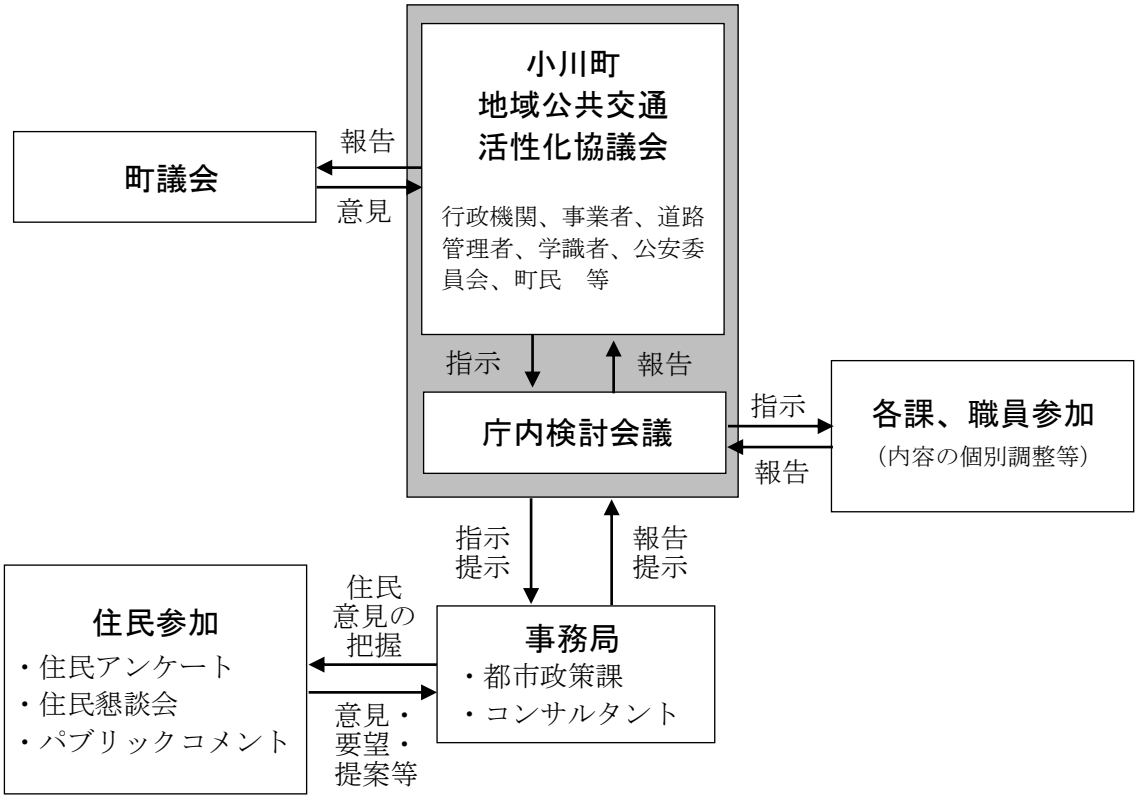

3．計画の位置づけ

・地域公共交通網形成計画は、地域公共交通活性化・再生法第 5 条に基づく計画です。

・平成 26 年に地域公共交通活性化・再生法の一部を改正する法律が施行され、地方公共団体が中心となり、**まちづくりと連携して面的な公共交通ネットワークを再構築**することが定められ、地方公共団体が地域公共交通網形成計画を策定できるようになりました。

・地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、**公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に地域全体の公共交通システムの在り方、住民・交通事業者・行政の役割**を定めるものです。

■地域公共交通網形成計画の位置づけ

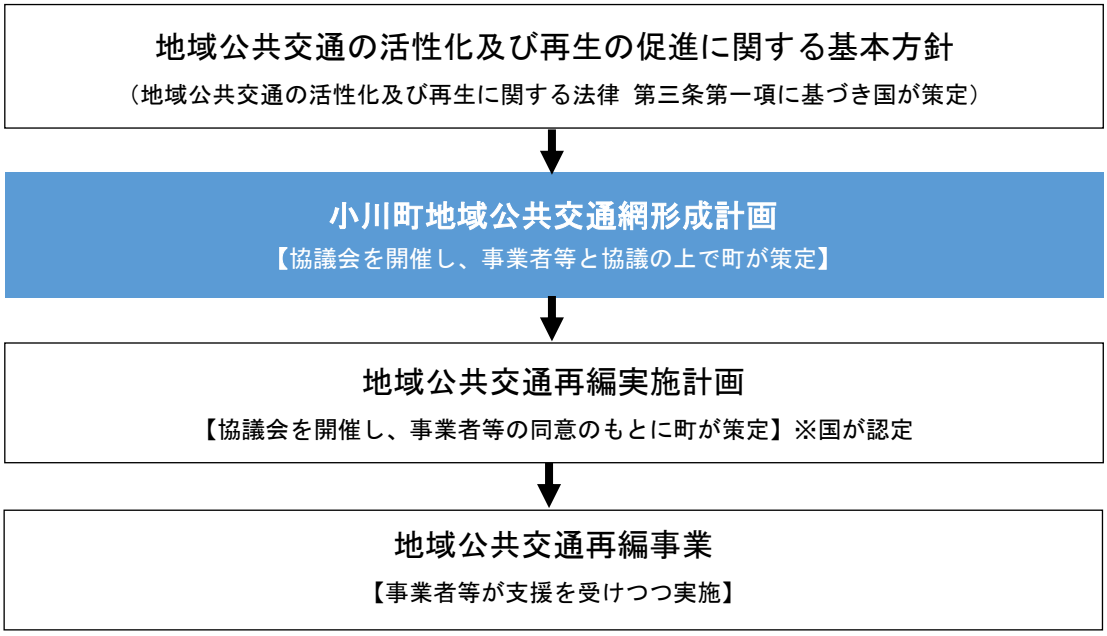

４．計画の役割

・「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン（ビジョン＋事業体系を記載するもの）」としての役割を果たすものです。

・地域公共交通網形成計画では、地域公共交通に関する課題を踏まえて基本的な方針として将来像、公共交通が目指すべき役割、取組みの方向性を定め、その上で計画の目標及び目標達成に向けた事業・実施主体等を定めます。

・目標達成に向けた事業としては、下図のような事業の位置づけが想定されます。これらの事業が計画的に進められることで、限られた資源が有効に活用され、持続可能な地域公共交通網の形成が図られることが期待されます。

■地域公共交通網形成計画で位置づける事業のイメージ

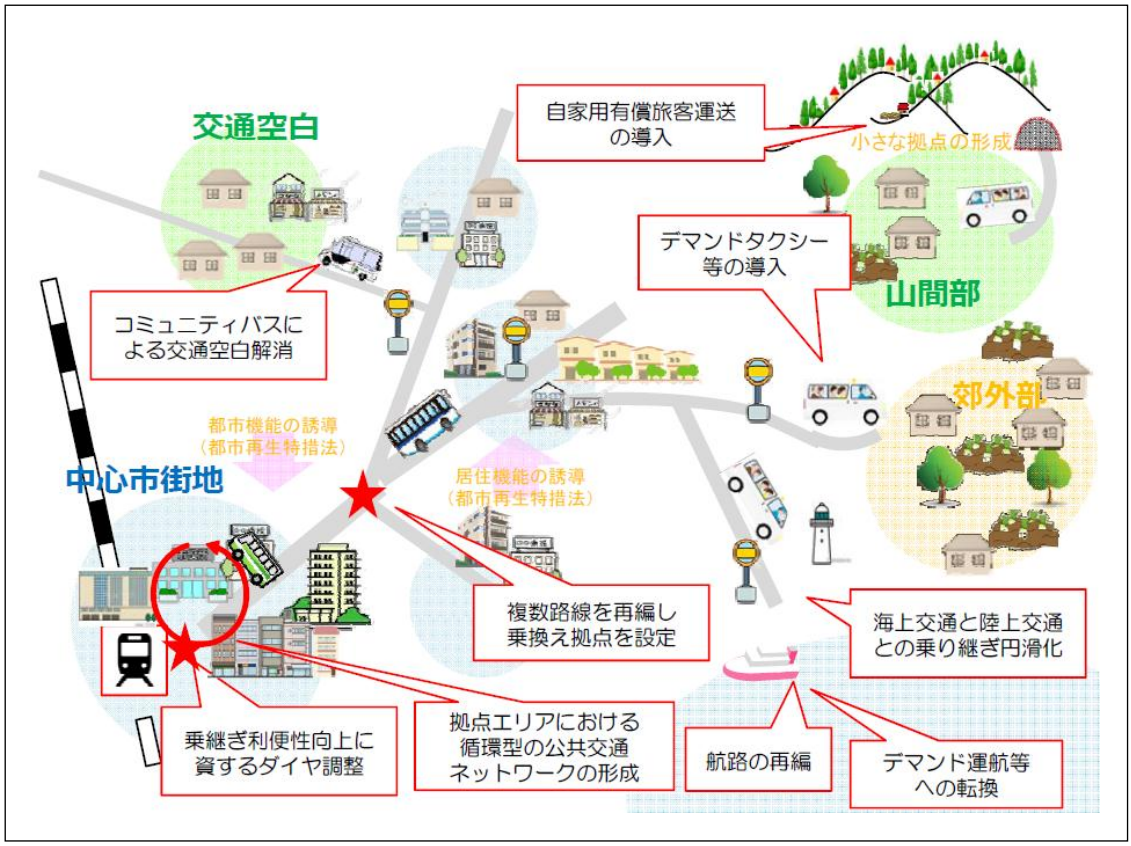

出典：人とまち、未来をつなぐネットワーク
～地域公共交通活性化再生法の一部改正～（国土交通省）

５．計画の構成

・地域公共交通網形成計画の構成としては以下を想定しています。

１章 計画の概要

- １．計画の背景・目的
- ２．計画の位置づけ
- ３．計画の区域
- ４．計画の期間
- ５．計画策定の流れ

２章 地域公共交通の現況と課題

- １．公共交通に関する国・県の動向
- ２．小川町の現況
- ３．小川町の公共交通現況
- ４．町民の意向・移動実態
- ５．観光客・来訪者の移動実態
- ６．地域公共交通の課題

３章 地域公共交通網形成計画

- １．地域公共交通網形成計画の基本方針
  - １－１．公共交通の将来像
  - １－２．公共交通が果たす役割
  - １－３．公共交通の活性化及び再生に向けた取組の方向性
- ２．地域公共交通網形成計画の目標
  - ２－１．目標
  - ２－２．施策の基本方針
- ３．目標達成のための施策・事業
  - ３－１．施策体系
  - ３－２．施策・事業の内容
- ４．実行計画

資料編

６．計画期間

・計画期間が長期となると公共交通サービスの前提となる人口や施設立地が大きく変わるため、「地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画のための手引き（国土交通省）」によると中期的に地域が目指すべき将来像も念頭に置きつつ計画策定できるよう地域公共交通網形成計画の計画期間は原則 5 年程度となっています。

・そのため、小川町では平成 28 年度～平成 32 年度の 5 年間を計画期間とすることを想定しています。

■地域公共交通網形成計画の計画期間と目標年次

7．検討の流れ

・地域公共交通網形成計画策定に向けた検討の流れは以下の通りです。

【小川町地域公共交通活性化協議会】

回　数	検討事項
第１回 （H27.9.14）	①地域公共交通網形成計画の概要と策定スケジュールについて ②地域公共交通に係る課題について
第２回 （H27.11 下旬）	①地域公共交通網形成計画（素案）について
第３回 （H28.2 下旬）	①地域公共交通網形成計画（最終案）について

【庁内検討組織】

回　数	検討事項
第１回 （H27.7.1）	①地域公共交通網形成計画の概要と策定スケジュールについて ②都市づくり全般に係る課題について
第２回 （H27.8.20）	①地域公共交通に係る課題について ②地域公共交通網形成計画（骨子）について
第３回 （H27.9 下旬）	①地域公共交通網形成計画（骨子）について
第４回 （H27.11 中旬）	①地域公共交通網形成計画（素案）について
第５回 （H28.2 中旬）	①地域公共交通網形成計画（最終案）について

※各会議は、今後の計画検討の進捗状況を見ながら、必要に応じて協議会及び庁内会議の追加開催や分科会の開催等を行っていくことを想定しています。

8．策定スケジュール（案）

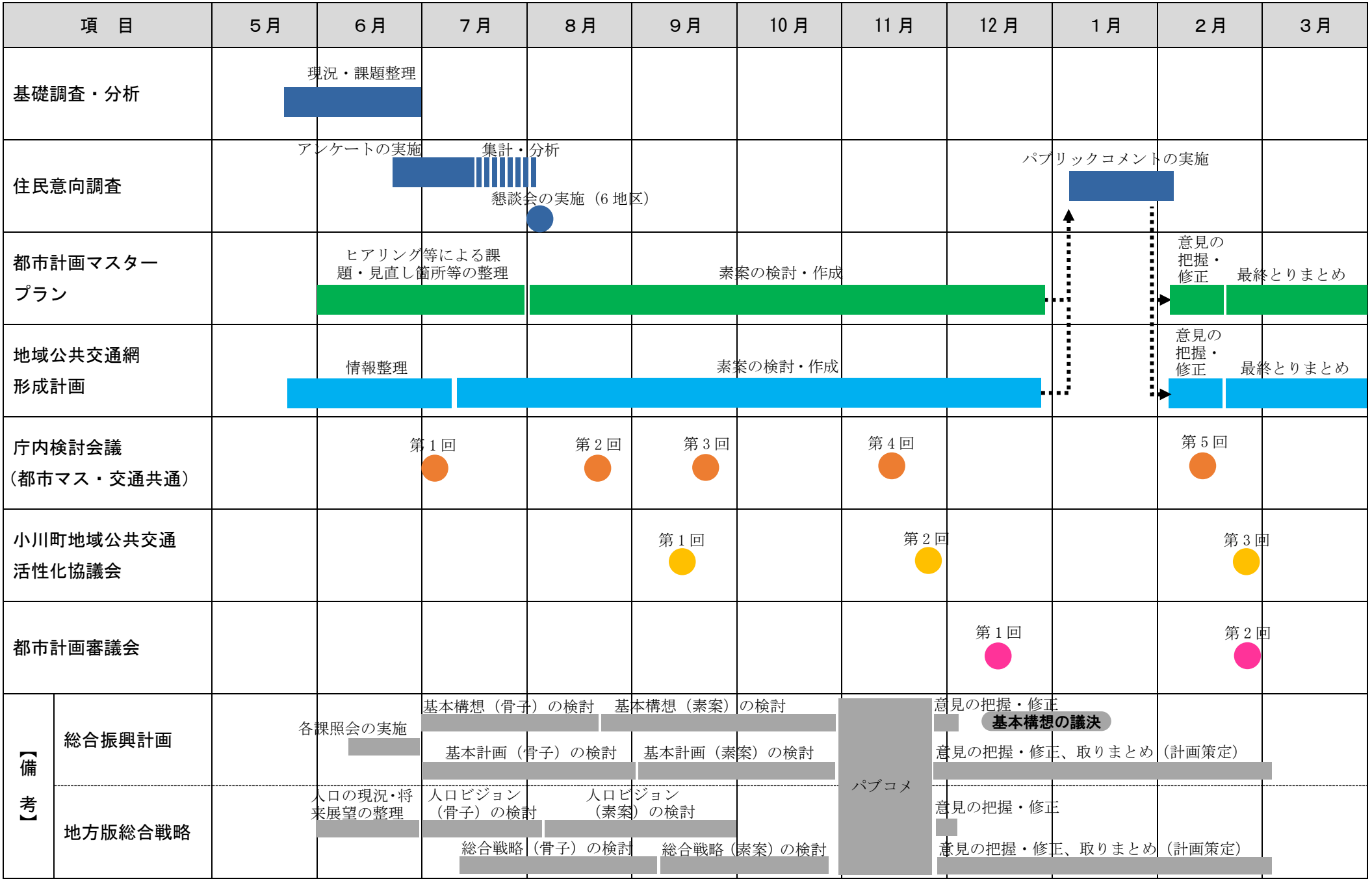
項　目
５月
６月
７月
８月
９月
10 月
11 月
12 月
１月
２月
３月
基礎調査・分析
現況・課題整理
住民意向調査
アンケートの実施
集計・分析
懇談会の実施（6 地区）
パブリックコメントの実施
都市計画マスター
プラン
ヒアリング等による課
題・見直し箇所等の整理
素案の検討・作成
意見の
把握・
修正
最終とりまとめ
地域公共交通網
形成計画
情報整理
素案の検討・作成
意見の
把握・
修正
最終とりまとめ
庁内検討会議
（都市マス・交通共通）
第 1 回
第 2 回
第 3 回
第 4 回
第 5 回
小川町地域公共交通
活性化協議会
第 1 回
第 2 回
第 3 回
都市計画審議会
第 1 回
第 2 回
【備考】
総合振興計画
各課照会の実施
基本構想（骨子）の検討
基本構想（素案）の検討
意見の把握・修正
基本構想の議決
基本計画（骨子）の検討
基本計画（素案）の検討
意見の把握・修正、取りまとめ（計画策定）
地方版総合戦略
人口の現況・将
来展望の整理
人口ビジョン
（骨子）の検討
人口ビジョン
（素案）の検討
意見の把握・修正
総合戦略（骨子）の検討
総合戦略（素案）の検討
意見の把握・修正、取りまとめ（計画策定）
パブコメ